

国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第8号

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成二十八年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月三十一日

国税庁長官 可部 哲生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
[一～六十二 略] 六十三 租税特別措置法第四十一条の二の二第 <u>七項</u> に規定する申請に係る書面 [六十四～七十三 略]	[同左] 六十三 租税特別措置法第四十一条の二の二第 <u>五項</u> に規定する申請に係る書面 [同左]
七十三の二 租税特別措置法施行規則第十三条の三第 <u>十四項</u> の規定により提出する書類 [七十三の三～八十二 略]	七十三の二 租税特別措置法施行規則第十三条の三第 <u>十五項</u> の規定により提出する書類 [同左]